

第15号議案

平成26年度京都府工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成26年度京都府工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	35事業所
(2) 年間総給水量	10,720,050立方メートル
(3) 一日平均給水量	29,370立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	工業用水道事業収益		304,517千円
第1項	営業収益		231,638千円
第2項	営業外収益		59,388千円
第3項	特別利益		13,491千円
		支	出
第1款	工業用水道事業費用		294,460千円
第1項	営業費用		284,138千円
第2項	営業外費用		6,219千円

第 3 項	特 別 損 失	3,603千円
第 4 項	予 備 費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 37,241千円は、減債積立金 2,849千円、建設改良積立金 9,062千円、当年度分消費税資本的収支調整額 2,505千円及び過年度分損益勘定留保資金 22,825千円で補填するものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	1千円
第 1 項	固 定 資 産 売 却 代 金	1千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	37,242千円
第 1 項	建 設 改 良 費	33,800千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	2,942千円
第 3 項	予 備 費	500千円

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 52,441千円

平成26年2月7日提出

京都府知事 山田 啓二